横浜市障害福祉サービス訪問系指定事業者 横浜市移動支援登録事業者 各位

横浜市健康福祉局障害自立支援課長 障害施策推進課長

訪問系サービス事業所及び移動支援事業所の出張所取扱いについて

平素より、本市の障害福祉行政の推進にご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)(以下、「解釈通知」という。)の中で、第二の1(2)に規定されている出張所の取扱いにつきまして、本市では別紙の通り定めました。

つきましては、内容をご確認いただき、適正な運営に努めていただけますようお願い申し上げます。

1 対象事業所

- ・横浜市訪問系サービス指定事業所(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護)
- · 横浜市移動支援事業登録事業所

2 周知内容

別紙、出張所の設置に係る取扱いについて

3 施行日

令和3年4月1日から

解釈通知 第二の1(2)抜粋

指定障害福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、例外的に、生産活動等による製品の販売、<u>待機や道具の保管、着替え等を行う出張所</u>等であって、(1)の②の要件を満たすものについては、「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。

出張所の設置に係る取扱いについて

令和3年4月5日作成 健障自第3804号 横浜市健康福祉局障害自立支援課 障害施策推進課

1 目的

この取扱いは、横浜市が指定した訪問系サービス事業所(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動 援護)及び横浜市が登録した移動支援事業所における出張所の届出についての具体的な指針とする。

2 定義

この取扱いにおいて、出張所とは、解釈通知に定める「待機や道具の保管、着替えを行う出張所等」 のみを指すものとし、具体的には次の要件をもって運用される。

- (1) 当該出張所は本体となる事業所の付属施設であり、出張所の管理も事業所の管理者が行うこと。
- (2) 当該出張所を起点とする従業者の勤務実態はなく、次のサービスまでの一時待機や使用する道具の保管等を目的とする場に過ぎないこと。
- (3) 上述の目的から、当該出張所に常駐する従業者を配置しないこと。
- (4) 利用者情報や従業者の個人情報の管理は、本体となる事業所において行われていること。

3 設置条件

各事業所の指定または登録は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものであるが、出張所の届出にあたっては、第2項に定める用途に使用するものであって、次の要件を満たす場合にその設置を認めることとする。

- (1) 出張所を設置する事業所は、横浜市の指定または登録を受けた障害福祉サービス事業所であること。
- (2) 出張所は、その本体となる事業所の通常の事業実施区域内であり、かつ横浜市内に設けられたものであること。
- (3) 出張所を設置する場合は、本体となる事業所の管理者が当該出張所を含む管理業務に支障がないと本市が認めた場合に限ること。
- (4)利用者との契約、介護サービスに係る計画書、サービス提供実績記録票等のサービスに係る書類の 保管や請求業務等の実務を出張所では行わず、必ず本体となる事業所で管理する体制を整えている こと。
- (5)事業所の管理者またはサービス提供責任者は、定期的に出張所を訪問し、自らその状況を確認、従業者の指導等を行う体制が整備されていること。
- (6)人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が、本体となる事業所において一元的に行われていること。

4 除外要件

前述の設置条件に関わらず、以下の条件のいずれかに該当すると認められる場合については、別途 事業所指定あるいは事業所登録を行い、独立した事業所として設置しなければならないものとする。

- (1) 本取扱第2項(定義)の要件に合致しないとき。
- (2) 当該出張所を拠点とした従業者の勤務及びサービス提供が行われていると認められるとき。
- (3)解釈通知に定められた「待機や道具の保管、着替えを行う出張所等」の要件を超えた用途として使用していることが認められるとき。
- (4) 当該出張所の設置目的が、管理者及びサービス提供責任者の人員削減等を目的としたことが認められたとき。
- (5) その他、出張所の設置目的や使途等について、市が不適当であると認めるとき。

5 届出の際の必要事項

出張所を設置する場合は、設置を予定している日の属する月の2か月以上前に健康福祉局障害福祉保健部の各所管課へ出張所の設置目的や具体的な設置場所等について相談しなければならない。所管課の承認後、設置を予定している日の属する月の前月15日までに変更届を提出するものとする。

6 その他

既存の訪問系サービス事業所及び移動支援事業所として登録している事業所を別事業所の出張所と して転換する旨の届出は、これを認めない(既存事業所を廃止の上で、新規に出張所として届出をする 場合も含む)。

附則

(施行期日)

1 本取扱いは、令和3年4月1日から適用とする。

(本取扱いが発出される以前から届出のあった出張所に対する経過措置)

2 令和3年4月1日以前から届出のあった出張所については、令和4年3月31日までに本取扱い第3 項の設置条件に適合する状態を整えることで、継続して出張所の運営を行うことができる。

ただし、期日を過ぎて、設置条件に不足していると市が判断した場合、本市は、出張所としての登録を職権により取り消し、その旨を通知することができるものとする。

本取扱についての問い合わせ先 《訪問系サービス》

障害施策推進課 指定・システム担当 1m045-671-3601 Fax045-671-3566

《移動支援事業》

障害自立支援課 居宅サービス担当 Tm045-671-2402 Fax 045-671-3566